

令和 8 年 6 月 2 日 開会

川越市議会第 3 回定例会議案

(議案第 57 号)

議 案 目 次

議案第 57 号	非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定める ことについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
----------	--	---

議案第 57 号

非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を定めることについて

非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

川越市長 森 田 初 恵

非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和 42 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「31 万 5,000 円」を「33 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の非常勤消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）第 18 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下この項及び次項において「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた非常勤消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下この項及び次項において「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第 18 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの（その額が 66 万円未満

であるものに限る。)の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。